

Title	常陸平氏論序説
Sub Title	An introductory study of Hitachi Heishi
Author	糸賀, 茂男(Itoga, Shigeo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.269- 288
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0273

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「常陸平氏論序説」

糸賀茂男

— 常陸平氏論の意義 —

本論をまとめようとした動機は、卒論⁽¹⁾、修論⁽²⁾を通じ、かたくなに「将門の乱」に対しても拙い関心を寄せてきたにも拘らず、必ずしも納得の行く論旨が得られずにいる焦燥に起因する。加えて、高橋昌明氏が論文「伊勢平氏の成立と展開(上)（下）」（日本史研究一五七・一五八号、一九七五年）で試みられた伊勢平氏の復元的研究は、現在、私が直面している「将門の乱」、及び将門が帰属している常陸平氏の氏族論とも少なからず同じ視点をもつと認め得るのである。この二点を意識の背後に保ちながら、本論が成り立っているといえよう。「将門の乱」についての論文群は枚挙にいとまがない。⁽³⁾ 学問的研究の嚆矢といわれる星野恒論文「将門記考」（史学会雑誌一の二、一八九〇年）以来、九〇年の長期にわたり、しかも、関係論文の公表されない年度は絶えて無く、歴史学、国文学の両界より凝視され続けている「将門の乱」、及び、「将門記」には驚愕の外はない。この点からも、「将門の乱」の歴史学上の研究価値は、尚以て高いと判断することは正論であろうし、私もまた、そのような知見を得ている。特に既に指摘されている通り、石母田正論文「中世成立史の一二、三の問題」（「増補中世的世界の形成」所収、一九五〇年、伊藤書店刊、後、一九五七年「中世的世界の形成」として東大出版会より再刊）、「古代の転換期としての十世紀」（「古代末期政治史序説」所収、一九五六年、未来社刊）によつて、当該研究の視点の転換が余儀なくされ、戦後歴史学の科学的展開をリードしつつ進行する中で、多くの論文が生まれる。

たのである。⁽⁴⁾ 領主制概念の定立は、私営田領主平将門像を浮き彫りにし、十世紀における坂東の大乱といわれている「將門の乱」の発端、展開、終息、歴史的評価等の各面を、極めて冷静に把握できた成果は大きい。そして、この成果の中で特記すべき点は、律令的支配体制という古代国家の行政機構との関連において、十世紀前後の東国に分析の対象が設定されたということであろう。日本史研究の歴史から見て、地域毎の対象化は、その歴史性の濃淡によりかなりのばらつきがある。常陸国の場合、考古学的調査研究も含め、「風土記」の存在が大きく投影し、七／八世紀までの古代史の研究はかなり進展しているものの、平安期となると研究史を語る程の成果は無い。鎌倉期に入つての東国・武家政権の論証過程で隨時言及されてはいるが、満足できる状況ではない。つまり、律令支配解体期から鎌倉幕府政治の確立期に至る中世成立期の様相は、かなり研究の遅れを認めないわけにはいかないのである。⁽⁵⁾ この意味で「將門の乱」が群を抜いて長い研究歴を有してきたことは、たとえ十世紀に限られた事象であるにせよ、一点を長期間凝視してきた意義は相当に深いと思われる。今日到達し得た「將門の乱」論が絶対的定説と考えないまでも、その過程で論証された諸問題は、深く中世初期の東国史に關わるものであり、これらを除いて、当該期の東国史の進展は考えられないともいえるのである。

常陸平氏論の起稿も、このような中世初期東国史の研究状況をふまえての結果である。実は、「將門の乱」への関心を保留する中で、將門の帰属する氏族、つまり、東国への入部、土着の道を辿った桓武平氏流高望王系氏族について、改めて考える要を感じるに至つた。將門の出自、及び乱の経過を解説する諸論を通して得られている既知の事実ではあるが、いずれも「將門記」を中心に置き、そして諸系図より構成された平氏系図の周辺を点検する作業に終始している感が強い。もちろん、新出の史料に恵まれたわけでもなく、新しい理解ができたわけでもない。ただ、視点を変えることにより、「將門の乱」への再評価なり、あるいは、研究過程での一種の停滞現象を克服する動機が見つけられるような気がするのである。現行の軍制史的視点、兵(つわもの)論的視点をも十分に意識しながら、かつ、氏族論を展開することにより、「將門の乱」は、常陸平氏(常總平氏として意識するべきであるとも思うが、当面、常陸国を中心とした論証である)

ため、便宜上、常陸平氏とする⁽⁶⁾。の氏族的展開の中でのように評価を与えることが可能か。あるいは、「将門の乱」をその展開の過程で経験しなければならなかつた常陸平氏の氏族的性格とはいがなるものか。この相互的な二点を考えることによって、十世紀前後の東国史研究に参画できるのではないかと考えている。

そして、本論では、「将門の乱」の分析に入ることを意図的に避けてい^る。「将門の乱」をむしろ傍観する立場でいった方が当るかもしない。もちろん、これまでの「将門の乱」についての所論を無視することではなく、当分客観的に眺めながら、将門をも内包する常陸平氏の動向を追つてみたいのである。国家史という大局の場からすれば、東国の一区に勢力を保持した平氏族の系譜的動向よりも、一時的にせよ、反国家的闘争の様相を呈した将門等の行動にこそ力点が注がれて、律令的支配体制の内外的矛盾が指摘されるという論証方法が一般的であり、石母田説以来の研究史が明示するところである。そして近年、石母田氏もすでに指摘済みの、延喜国政改革の再評価⁽⁷⁾、王朝国家体制の提言⁽⁸⁾等で主張されている十世紀転換期説は抗し難い歴史的成果であり、また、その類証として扱われている将門、純友の反乱は、殆んど研究史の中に定着した感が強い。しかし、定着はしていても、さらに別な角度から理解しようとする研究意欲は、先述の軍制論⁽⁹⁾、兵論⁽¹⁰⁾を産み、中世成立期の重要な命題となつていて見逃し得ない。本論は、「将門の乱」を意識するものの、常陸平氏の氏族論を展開するわけで、「将門の乱」研究にとっては迂回路を進むことになる。この迂回措置が、やがては私なりの将門論に及ぶことを期待している。

以上、冗長な前書きを述べたが、次に、平氏の東国への関り方、及び、氏族の土着経緯などを眺めてみたい⁽¹¹⁾。そして、常陸平氏論が、どの程度、中世成立期の東国史に有効性をもち得るかを検証できれば幸いである。

二 常陸平氏成立の背景

桓武系皇孫族の東国入部が、結果として常陸平氏族の成立をみる点に関しての所論には、大別して次の如く二段階論が

ある。

まず従来、「將門記」冒頭の記事とされている「夫レ聞ク、彼ノ將門ハ、昔天國押撥御宇柏原天皇五代苗裔、三世高望王ノ孫ナリ。其ノ父ハ陸奥鎮守府將軍平朝臣良持ナリ。舍弟下總介平良兼朝臣ハ將門ガ伯父ナリ。」⁽¹²⁾による將門の桓武系五世孫説であり、加えて、尊卑分脈所載ハ桓武平氏系図▽、続群書類從所收ハ桓武平氏系図▽△尊卑分脈脱漏平氏系図▽△常陸大掾伝記▽△常陸大掾系図▽△千葉系図▽△相馬系図▽等の諸系図によつてその傍証が得られる。

つまり、従来より指摘されてきた、系図から確認し得る賜姓皇族の東国入部である。入部の動機としては、諸系図中の各人物の注による限り、例えば、平朝臣の氏姓を得、上総介に任官した高望王、常陸大掾、鎮守府將軍の平国香（良望）、下総介平良兼、鎮守府將軍平良将（持）、上総介、鎮守府將軍の平良孫等のように、いづれも律令官職を負つての入部であった。特に、高望王の臣籍への降下と上総介任官については、桓武系三世孫としての、いわゆる皇親族の官僚化策との関連で注目されてきた。天長三年（八二六）に、上総、常陸、上野の三国が、国内支配の長たる国守に親王を以つて補任するという律令国家の行政策が発表された。

太政官符⁽¹⁵⁾

応親王任國守事

上総國、常陸國、上野國

右檢中納言從三位兼行右兵衛督清原真人夏野奏状、設置八省、職寮相隸、百官守職庶務俱成、一事有闕万事皆緩、今親王任八省卿、此人地望素高、不得就職、無知碎務、仍官事自懈政迹日蕪、非是庸愚之所致、因地勢使之然也、凡官人遷代必署解由、至有欠物不免償物、居此之費見其如レ此、望請、点定數國、為親王国、迭任彼國、身留京都、意欲居京官者一兩人將聽、若有守闕者、不補他人、其斬物者納置別倉、支无品親王之要、（中略）号称太守、限以一代、不可永例、

天長三年九月六日

この官符の言うように、天長三年に東国三国は、親王を国守（太守）に任ずる親王任國になり、桓武天皇の三親王、仲野親王（上総）、賀陽親王（常陸）、葛井親王（上野）があてられた。⁽¹⁶⁾ しかも、これらの処置は、官符中、清原夏野の主張の如く、淳和朝における、あるいは、平安初期政治過程での官僚体制の制度的調整のあらわれであり、その中でみられた皇親族処遇の一端でもあった。平安前期までの政治体制が皇親政治ともいわれた、いわば皇族主導型の政治体制と見られる点も否定できず、体制内的内乱の故に、政治機能の円滑化を停滞させる側面を併せもつたともいわれる。そのような状況の中から、藤原氏中心の貴族政治（官僚政治）に転換する歴史的経緯を生み出し、桓武期の都城移遷をきっかけにして、改めて律令機構の制度的改変を創出する必然性がみられた。そして、この場合、すでに主導的存在となりつつあった藤原氏によって凡そその策が打ち出されたといえる。これに対し、他氏族は、その個別の技能を政策の上に便乗させることによって、自らの政界での温存が保障されたのであり、清原氏等もその例外ではなかった。いずれにしても、前述のような政治制度改変の中で処理された親王層の在り方が官符に出ているといえよう。太政官機構の権務整備を根幹とした中央国家体制の改変強化を意図するものであり、換言すれば、親王をも含め、高級皇族の実務的官僚化であった。ただ、親王については「此人地望素高、不得就職、無知碎務」という現実認識を示しており、律令体制内の官僚への形式的参与を把握せねばならず、彼等が得た地位は、八省の卿や大宰帥であり、また、地方官僚としての国守であった。かつ、在京のままの遙任でもあったのである。恩典は、従来の国守の場合、最高の位階が大国で從五位上であるのを、親王に限り正四位下とし、呼称を「太守」としたことである。任期は不定であるが一代を限り、「其新物者納置別倉支无品親王之要」というように、親王的皇族の形式的官僚化の後続にも注意したい。

以上が、高望王東国入部を説明するための前提としてとりあげられてきた。しかし、これでは、上総介任官の理由としては何か焦点が定まらない。まして、後述のように内乱の連續した九世紀末の上総国への関与は、単なる皇族の官僚化の

線上で実行にうつされたとは考えにくい。さらに特殊な事情があつたとみるのが、第二段階の論証である。それは、高田実⁽¹⁷⁾、戸田芳実⁽¹⁸⁾、そして高橋昌明⁽¹⁹⁾等の説である。特に高橋氏は、高田、戸田両氏の論をうけて、高望王の東国入部を「群党蜂起鎮圧」の大任を負つたものと断定し、かつ、一族の「任鎮守府將軍」にも言及し、群党鎮圧の功として任官に浴したとしている。そして、高望王のかかる大任の背景には、特殊な事情があるとの憶測を立て、「平家勘文録」、「常陸大掾伝記」所引の民部卿宗章討伐譚を以つて、高望王周辺の事件を予想している。そしてこれを、寛平元年（八八九）の平朝臣の氏姓を賜わる因⁽²¹⁾と結びつけてみる。もちろん、真偽を言う前に、勘文録の史料性をみれば、かなり漠とした伝承といえるとも断わっている。

事実、高望王の所伝は、これ以外ではなく、それでいて、常陸大掾伝記の如く、常陸平氏の遠祖高望王にまつわることのうな伝承を貴重視した態度は一考に値するとの高橋説は捨て切れないと思われる。賜姓→任官が一般的な事歴だとしても、内乱の渦中にあつた上総国介への任官は異例とさえ言える。ここに高望王へ付与された国家の配慮があつたとみるからには、今少し高望王の所伝が欲しいところであるが、さらに検討の時間をもつ以外に術はない。このような見方が出でることは研究の進展といえるであろう。

さて、上総国の内乱を略述しておく。諸史料によれば、度々紹介されているように、貞觀九年（八六七）の國檢非違使一人の設置は、凶猾群党の横行を予測せしめ⁽²²⁾、さらに、貞觀十二年⁽²³⁾（八七〇）、元慶七年⁽²⁴⁾（八八三）の兩度にわたつて、俘囚の反乱が起きている。翌元慶八年頃には、前司子弟や富豪浪人の國務対捍が目立つ⁽²⁵⁾という具合に、上総国内の治安はかなり動搖していたことが確認されている。これは、上総一国に集中していたわけではなく、武藏国なども含め、東国全体に関わる現象であった。東国の九世紀末から十世紀初頭のかかる状況は、ひいては全国に類例のあつた国郡支配体制の動搖と危機であつたわけであるが、高橋氏も指摘するように、東国において顯著であつたといえるのである⁽²⁶⁾。この東国之情勢をふまえて、高橋説はより一層強まるのであり、高望王の上総介任官は、群党蜂起鎮圧、部内治安強化策の体現者で

あつたとする。右の二段階論の中で、後者がきわめて説得的であることはいうをまたないであろう。常陸平氏の成立を考える時、この後者の説は誠に好ましい論証としてうけとめていきたい。

高望王の上総介任官は遙任ではなく、事実下向着任したと思われる。任務の性格上、またその後の平氏勢力の基盤生成からもそう見ないわけにはいかない。「将門の乱」発生時、すでに一族の分布状況は、半ば定着した所領經營に立脚しており、むしろ、四十年に至る経緯の中で急速に高望王系氏族の東国定住が進められたようである。⁽²⁷⁾ この氏族の定住についても高橋氏は、「土着」という概念規定の再考を力説している。氏によれば、群党鎮圧を成就し、その功として鎮守府将军の榮誉を取得した高望王の一族は、国司職田、鎮守府將軍職田を踏み台にし、さらに、鎮圧のため再編導入された在京の「不善之輩」等の鎮兵に加え、俘囚、群党（富豪浪人）等の被鎮圧者をもまた、自己の支配下に組み込み、平時の営田労働力、戦時の武力と巧みに再構成していくと、先学の説を加味して整理している。氏は言う。「従来の学説史が様々に形で論じてきた、従類が軍事指揮官に忠実な雑兵、伴類が忠誠関係の薄弱な農奴主の率いる小集団というコントラストは、賜姓皇族と傭兵達による群党蜂起の鎮圧、及び彼等による群党の再編成という歴史的事情を介在させて始めてより鮮明に理解されるのである。」⁽²⁸⁾ と。この高橋氏の諸説の整理方法は、私の意識する、「将門の乱」を内包する常陸平氏論との関わりにおいて、すこぶる魅力的といえるのである。つまり、かかる「土着」概念を解説する後に、有勢氏族として常陸南部より下総域にかけて、勢力を発動することができた東国平氏像が明らかに浮上するのである。この有勢氏族を常陸平氏として考察の対象にしているのである。

高望王（平高望）の上総群党鎮圧は、所期の大任を果したらしく、⁽²⁹⁾ 鎮圧活動に随伴したと思われる彼の嫡庶子のうち、嫡子国香は常陸大掾に、良兼は下総介に、良孫は上総介に任官し、国香、良将（持）、良孫はいずれも鎮守府將軍を歴任したとされている。少なくとも、高望の勢力基盤となつた上総國をはじめ、下総國、常陸國への関わり様がいずれも国司としての進出であつたことは重要である。高望に代表される平氏族への評価が、群党鎮圧に功のあつた武的有能集団とみ

られたのか、それとも、武力の編成、指揮に長じた側面を評価されたのか分別は困難であるが、一定程度の統率力を認められたのである。そしてそれは、持続して彼の次代の者にも期待され、前記の如き任官が実現されたとみることは余りに短絡視であろうか。⁽³⁰⁾ 高望の没後、氏族の本宗的立場は長子国香（良望）に集中し、同時に大掾職にあった常陸へと移行したようである。常陸大掾としての国香の政治的、経済的基盤がどの程度のものであつたかは判然としない。しかし、高望王より国香への指揮権交替の中で、嫡庶の氏族内の整序はかなり進行していたらしく、「将門記」の記事で見る如く、国香の族長的存在は明らかである。常陸大掾という律令官職によって、自らの勢力的基盤を正当なものとし、かつ、下総、上総両国にあって自立して国務に従事した同族弟を氏族内統制下に置いた平国香の周辺は、群党鎮圧を主眼とした高望王の上総介任官時よりはるかに安定した段階に入ったといえるであろう。常陸南部域に広大な宮田を有したといわれる国香こそ、⁽³¹⁾ 常陸平氏の基礎を定めたといえるのではないか。従来、將門によって暗殺された伯父平国香との印象が強すぎて、この様な観点に立ってみることなく、余りにも過小に評価されてきたといえる。東国平氏本宗としての国香を再評価する所以である。

常陸南西部、筑波山の西側の台地は、「將門記」に「其四日ヲ以テ、野本、石田、大串、取木等ノ宅ヨリ始メテ、与力ノ人々ノ小宅ニ至ルマデ、皆悉ク焼キ巡ル」として將門の襲撃をうけた常陸平氏本宗平国香の本領であった。このうち、石田が「石田庄」として將門記にみえるが、常陸では最古の莊園名であり、素直にうけとめるならば、⁽³²⁾ 国府所在地（現石岡市石岡）より隔つた、常陸南西部での、しかも大掾の任にある平氏本宗家の特異な経済的立場が考えられ、常陸平氏の成立にとっては有益な徵証となり得る。平国香の再評価を主張することにより、常陸平氏成立への予見としたい。

三 常陸平氏展開の要因

前項では、常陸国司（大掾）として、また、鎮守府將軍として常陸南西部における経済的基盤を所有した平国香に至る

氏族の動向を分析してみた。本項では国香により、氏族内統制をうけた平氏一族がどのように権力の保持、拡大をはかったのか眺めてみたい。

「將門記」承平七年八月条は、將門軍と伯父良兼軍との常陸下総の国境子飼の渡での対戦場面である。この時、良兼軍の陣頭を飾ったのは、遠祖高望と將門に殺された高望の嫡子良望（国香）の靈像であったという。⁽³³⁾ この象徴的な記事は、どう理解すべきであろうか。単に靈力による戦功の期待措置とみてはあまりに文学的すぎよう。極言するならば、「將門の乱」の抑々の動機が、この一光景に如実に現われているといえないであろうか。従来、女論、所領相競争いなどの背景がかなり真剣に考えられてきたのであるが、高望王、国香と連続する平氏族の動向を先述のようにうけとめるならば、この良兼、將門の対戦にみられる靈像問題は、平氏族の東國土着過程で見のがし得ない象徴的事件といえるのではないか。もう一度高望王の行歴を復習しておこう。上総介として国内群党蜂起鎮圧にあたった後、その功により、嫡庶子の鎮守府將軍任官を得た段階の平氏族は、まさに国家的要請によって東国入部を果した。そして、氏族内的統制力が機能する中で、国香、良兼、良孫等の国司任官が成就し、特に、国香、良兼に代表されるように律令官人的性格が助長される反面、一族庶子の国衙傭兵化が望まれるようになつたのではあるまいか。つまり、群党鎮圧という国家的要請が現実に作用していくた高望王存生時は、少なくとも要請答申型の一族の氏族内的結合は幸いにも均衡状態が保たれていたが、國家的要請の後退と、恩典として氏族の国司任官が画されて、国香、良兼の主導が本格化した段階では、国司という公權を意識しての新たな族的結合が必要となってきた。骨肉、肉親による紐帶が必要十分ではなくなつていつたのである。だからといって、不需要といふのではない。むしろ、庶子族の従属が傭兵として必要なのであり、場合によつては、氏族外との結合も有効な手段となつていつた。因縁、外縁が婚姻によつて成立していくこともすでに指摘されている。従来の骨肉的ともいえる一族内氏族結合は大きく弛緩する余地があつた。常陸平氏の動向も、国司任官に見られるように、順次、国衙支配体制への同化がはかられたわけで、その際、氏族内的結合の改変現象が伴なつたといえる。將門は、この結合の改変に抗さざる

を得なくなり、反氏族的行動に出た。「將門の乱」の本質がかかる中に存していたとみた⁽³⁴⁾い。

次に、国衙体制への同化を進行させることにより、後退した国家的要請に代わる権力発動の基盤を保持しようとした常陸平氏にとり、常陸土着の過程で考えておくべき他氏族との対応について述べる。

常陸平氏の成立は、政治的無風の地に新たに樹立されたわけではない。国郡支配に関与する他氏族の存在はかなり留意しなくてはなるまい。国司系諸勢力との対応、郡司系旧勢力との在地での勢力交替は不可避的試練であつたはずである。これらの徴証を得る史料は少ないが、「將門記」記載の他氏族で、まず、源護があげられる。「前大掾」というから、国香に先立つて常陸国司を歴任し、そのまま土着した氏族といわれている。しかし、氏族の実態は、一字名よりして嵯峨源氏ともいわれるが明確ではない。国香、良兼との関係は「因縁」によって結ばれているらしく、婚姻を通じての氏族的友好關係と考えられている。他に「外縁」の語とも併せて、旧勢力と新勢力の両族が、婚姻という極めて通俗的關係により、勢力の均衡をはかり、土着の動機をより深く進行させる現象には注意を払う要がある。在地旧勢力の既成権力機構に十分接近することによつて、現任官としての優位さを利用して、より強力な支配権力を造成しようとする新入部氏族の画策とみてよいであろう。「將門記」にみえる源氏の場合は、かるうじてこの関係がはつきり浮き彫りにされた例である。しかし、実際には、これ程無難に進行したとは思われない。かなりの対立の果てに、新勢力の前に没落を遂げた場合も多い。試みに延暦期以後の常陸国南部域の郡司系氏族についてみてみよう。⁽³⁵⁾

系統立つた郡司系氏族は把握できないが、徴証なりとも紹介すると次の如くである。常陸平氏（国香）の勢力基盤であったという新治、真壁、筑波三郡のうち、新治郡では、確實な記事として、続日本紀神護景雲元年（七六七）三月乙亥条に、新治直子公、同書延暦九年（七九〇）十二月庚午条に、新治直大直、類聚国史へ卷五十四、人部、節婦の項▽天長二年（八一五）三月甲子条に、新治直（郡司と断定できないが郡司新治直氏系の人物とみてよいであろう。）等が確認できる。新治郡では、この新治直氏が八九世紀にかけて郡務（大領として）を左右する勢力を有した在地旧豪族とみられる

が、他の郡司系氏族は不明である。真壁郡については、新治郡の支郡として、新治国造家の支族が真髮部氏として郡務に当つたとする説⁽³⁶⁾もあるが、確証は得られていない。筑波郡では、常陸風土記に言う「紀國」（筑波県の旧称）国造筑築命の後裔、阿閉色命の存在が知られ（国造本紀）、郡司系氏族としては、天平宝字二年（七五八）十月付の正倉院御物黃絶拾幡鎮袋墨書より、丈部□佐弥万呂（少領）が確認できる。さらに、天平宝字七年（七六三）十月付の同前白布墨書より、疑主帳中臣部広敷が、続日本紀神護景雲元年（七六七）三月癸亥条、同二年（七六八）戊寅条に、壬生宿祢小家主が筑波国造に任せられた記事があり、筑波国造、即ち、筑波郡司系氏族であることがわかる。そして、類聚国史へ卷五十四、人部、節婦の項▽天長二年（八一五）三月甲子条に丈部子氏女がみえ、先の丈部□佐弥万呂（少領）の末葉と思われる。また、続日本後紀天長十年（八三三）二月丙子条に、筑波郡人文部長道がみえ、他の三人の丈部氏（一品式部卿親王家令、下総少目、左近衛府官人）とともに、有道宿祢の氏姓を得ているが、これも、筑波郡司系氏族丈部氏と同族とみられる。他に信太郡司としては、一貫して物部氏系信太連氏が延暦年間まで確認できる。

以上、常陸南部域の四郡に限り、七～九世紀間での各郡司系氏族を列挙してみた。常陸平氏成立時（九世紀末～十世紀初頭）、これらの氏族が郡支配の上で如何なる変転を辿つたのかを明らかにする史料はない。しかしながら、新勢力としての平氏族との間に、何らかの対応策は避けられなかつたであろう。「将門記」中、武藏国足立郡司武藏武芝の特例を除き、常總各郡の、特に郡司級在地旧勢力の動向が見当らないのは奇異といわざるを得ないが、あるいは、九世紀末までに、彼等氏族の退転はかなりの速度で進行していたのか。郡司勢力の弱体化を逆用し、「土着」の効果を最大限に高めたのが常陸平氏であつたとみてよいのか。この問題は、新旧勢力交替の重要な課題である。将門の駆使丈部子春丸の存在は、かかる旧勢力の動向を憶測することができる唯一の記事である。駆使身分より脱却することにより、新勢力下での新たな処遇の中で、旧族丈部氏の浮上、存続を思う焦燥ぶりは、劇的な程、旧郡司系氏族の動静を活写している。常陸平氏の成立から展開への過程では、右のように、旧氏族の退転は否定できないのであって、源護との「因縁」形成とともに、

相反する二大要因といえよう。

四 常陸平氏とその系譜——むすびにかえて——

平高望、良望（国香）、そして、良望の兄弟達（下総介良兼、鎮守府將軍良將、上総介、鎮守府將軍良孫等）は、少な
くとも群党鎮圧という国家的要請に応える中で、氏族の統制をはかったことは既に述べた。常陸、上総、下総と近接する
東国諸国の国司権力を、半ば氏族世襲の公權とする程の在地有力氏族となり、やがて、分流支族が自立した権力基盤を創
出して、東国各地に拡大していくことになる。下総千葉氏などは、それらの支族中、最強の氏族として成長し、鎌倉幕府
成立に多大な役割を果したことは周知の如くである。このように、常陸平氏は、その系譜の進行の過程で、坂東平氏と總
称されるように、支流の生成、発展の上から活発化していった。その中には、平高望、平国香、平貞盛などのいわゆ
る常陸平氏は、東国土着の桓武系平氏族の本宗であり、十世紀前半の「将門の乱」を、凡そ十年の争乱の後に收拾し、以
後、十二世紀末に至る間の二百年余にわたって、常陸国南部を基点とした在地有力武士団の形成に邁進したのであつ
⁽³⁷⁾。この間、やはり、常陸国内にあって、有力氏族の分出がみられ、国司職（大掾）を世襲した本宗家を軸として、幾多
の歴史的意義を内包する有力氏族に成長したのである。これら常陸平氏の歴史を順次復元的に述べる紙幅はなくなつた。
他日、数回に分けて、各論を展開する中で分析を加えたい。第一項で留意した、高橋、野口両氏の論文に支えられての起
稿ではあるが、十一～十二世紀の常陸平氏については別稿に委ね、若干の予察を加えて本論のむすびとしたい。

以上の論証の筋道からは、「将門の乱」は常陸平氏の氏族勢力展開の中では、特例的な事件であり、幸いにして、この
大乱による氏族の崩壊は免れ得、本宗権力の持続を可能にしたとも受けとめられる。大筋においてはそうであるといえる
のであるが、そのような結論を導く前に、やはり、注意を要する問題がある。例えば、国香の嫡子平貞盛の場合である。
高望、国香、貞盛と続けて常陸平氏の系譜を追うのは自然であるが、この貞盛の身辺の事情は、かなり再検討の必要があ

る。諸系図により、貞盛に付された注記を列記すると次の通りである。

- a. 桓武平氏系図（尊卑）……………鎮守府將軍、陸奥守、（丹波守）、左馬助、号平將軍、從四位下
b. 尊卑分脈脱漏平氏系図（続群）……字常平太、左馬助、武藏守、左衛門大尉、常陸介、陸奥守、鎮守府將軍、從四位下

位下

- c. 桓武平氏系図（続群）……………平將軍、右馬助、征夷大將軍
d. 常陸大掾伝記（続群）……………平將軍、
e. 常陸大掾系図（続群）……………平將軍、
f. 常陸大掾系図（続群）……………平將軍、
g. 石川系図（続群）……………陸奥守、
h. 北条系図（続群）……………常陸大掾
i. 伊勢系図（続群）……………平將軍、
j. 勢州系図（続群）……………鎮守府將軍、常陸掾、從五位上
k. 伊勢系図別本（続群）……………陸奥守、
l. 千葉系図（続群）……………鎮守府將軍、號平將軍、從四位下
m. 相馬系図甲（続群）……………
n. 相馬系図乙（続群）……………
m. n. ▲貞盛不載▽

そして、さらに「將門記」より貞盛の記事を抽出すると次の通りである。

- (1) 「就中貞盛ハ、身ヲ公ニ進メ、事発ル以前ニ花ノ城ニ参上シ、經廻ルノ程ニ、具ニ由ヲ京都ニシテ聞ク（中略）嚴父國香ガ舍宅ハ、皆悉ク殄ビ滅シヌ、其ノ身モ死去シヌル者ナリ、迦ニ此ノ由ヲ聆キテ、心中ニ嗟嘆ス」

「鶴ノ伝ニ吟ブ」

(2) 「貞盛ハ、哀慕ノ至リニ任エズシテ、暇ヲ公ニ申シテ旧郷ニ帰ル（中略）幸ヒニ司馬ノ級ニ預ルト雖モ、還リテ別

(3) 「凡ソ將門ハ本意ノ敵ニ非ズ（中略）苟クモ貞盛守器ノ職ニ在リ、須ク官都ニ帰リテ官勇ヲ増スベシ」
(4) 「厥ノ後、同年十一月五日ヲ以テ、介良兼、據源護并ビニ據平貞盛、公雅、公連、秦清文、凡ソ常陸國ノ敵等ヲ將軍ニ追捕スベキ官符ヲ（中略）下サレヌ」

(5) 「此ノ後、據貞盛三タビ已ガ身ヲ顧ラク（中略）花門ニ出テ以テ花城ニ上リ、以テ身ヲ達セムニハト、加之、一生ハ只ダ隙ノ如シ、千歳誰カ榮エム（中略）苟クモ貞盛ハ身ヲ公ニ奉ヘテ幸ニ司馬ノ烈ニ領レリ、況ムヤ勞ヲ朝家ニ積ミテ、弥ヨ朱紫ノ衣ヲ拝スベシ（中略）承平八年二月中旬ヲ以テ、山道ヨリ京ニ上ル」

(6) 「爰ニ貞盛ハ（中略）僅カニ京洛ニ届ル、便チ度々ノ愁ノ由ヲ錄シテ、太政官ニ奏ス、糺シ行フベキノ天判ヲ、在地ノ国ニ賜フ」

(7) 「新皇勅シテ曰ク『藤氏等、據貞盛并ビニ為憲等ガ所在ヲ指シ申スベシ』ト」

(8) 「僅カニ吉田ノ郡蒜間ノ江ノ辺ニ、據貞盛、源扶ノ妻ヲ拘ヘ得タリ」

(9) 「此ノ事ヲ伝ヘ聞キテ、貞盛并ビニ押領使藤原秀郷等ハ、四千余人ノ兵ヲ驚カシテ、忽チニ合戦セムト欲ス」

(10) 「貞盛ハ天ヲ仰ギテ云ク『私ノ賊ハ則チ雲ノ上ノ電ノ如シ、公ノ從ハ則チ廁ノ底ノ虫ノ如シ、然レドモ、私ノ方ニハ法ナシ、公ノ方ニハ天アリ、三千ノ兵類ハ慎ミテ面ヲ帰スコト勿レ』者」。

(11) 「貞盛、秀郷相語リテ云フ『方ニ今、凶賊ヲ殺害シテ其ノ乱ヲ鎮ムルニ非ズンバ、私ヨリ公ニ及ビテ鴻徳ヲ損ハムカ』」

(12) 「爰ニ將門ハ頗ル功課ヲ官都ニ積ミテ忠信ヲ永代ニ流フ」（貞盛と比較して將門の中央との関係を憶測する重要な文言であるため参考のため付記しておく）

(13) 「然ル間、武藏介源経基、常陸大據平貞盛、下野押領使藤原秀郷ハ、勳功ノ勇ミナキニアラズトシテ褒賞ノ驗アリ

(中略) 又、貞盛ハ既ニ多年ノ險難ヲ経テ、今兇怒ノ數ヲ誅セリ、尤モ貞盛ガ勵ミノ致ス所ナリ、故ニ正五位上ニ叙スルコト已ニ了シヌ」

「諸系図」と「將門記」では、かなりの相違があることがわかるであろう。尤も「將門記」は將門の乱の段階での貞盛の表現であり、貞盛の生涯に歴任した官には言及していない。この点では、諸系図を参考にしたいのであるが、鎮守府將軍、陸奥守に偏つて伝承されていて、常陸國司（大掾）の歴任を探るのは、石川系図、伊勢系図二本のみである。（平氏系図の任常陸介は傍証がない）念のため、「今昔物語集」³⁸⁾より貞盛の記事を引用してみよう。

(ア)卷十九……△陸奥國の神、守平維叙の恩を報じたる語▽

「今は昔、陸奥の守として平の維叙といふ者ありけり、貞盛の朝臣の子なり。」

(イ)卷二十五……△平將門、謀反を発して誅せられし語▽

「貞盛、京にありて公に仕へて左馬允にてありけれども」

「新皇のいはく『藤原の氏の輩、平貞盛等あらむ所を教えよ』と」

「爰に貞盛、并に押領使藤原秀郷等、これを伝へ聞きて、彼等、公家の恥を助けむと思ふ。」

「然る間、經基、貞盛、秀郷等に賞を賜ふ、經基をば従五位下に叙す、秀郷を従四位下に叙す、貞盛をば従五位上に叙す」

(ウ)卷二十五……△平維茂の郎等殺されし語▽

「今は昔、上総守兼忠と云ふ者ありけり、此は平貞盛と云ひける兵の弟繁盛が子なり」

(エ)卷二十五……△平維茂、藤原諸任を討ちし語▽

「然る間、其の国に平維茂と云ふ者ありけり、これは丹波守貞盛と云ひける兵の弟に、武藏權守繁盛と云ふが子、上総守兼忠が太郎なり、其れを曾祖伯父貞盛が、甥并に甥が子などを取り集めて養子にしけるに」

「常陸平氏論序説」

(才) 卷二十九……△平貞盛朝臣、法師の家に於いて盜人を射取りし語▽

「人を以て『これは誰がおはするぞ、かたき物忌ぞ』と云はせたりければ『平貞盛が只今陸奥国より上りたるなり』

と云ふ」

(才) 卷二十九……△丹波守平貞盛、児肝を取りし語▽

「今は昔、平貞盛の朝臣と云ふ兵ありけり、丹波守にてありける時、その國にありけるに」

(才) は「將門記」と重複するが「左馬允」歴任説をとるのは「今昔」の記事のみであり、「桓武平氏系図」の「左馬助」「右馬助」と対応しそうであるが、「將門記」中の「司馬之級」「司馬之烈」が、国司（據）の意であるとの説⁽³⁹⁾より否定され得る。(才) で「兵（つわもの）」ぶりが紹介され、(才) では「丹波守」「陸奥守」（或いは「鎮守府將軍」）の歴任が明示されている。陸奥守（鎮守府將軍）歴任は諸系図とも符合するが、丹波守歴任説は、尊卑分脈桓武平氏系図（書陵部蔵谷森本）のみである。諸系図中、千葉、相馬両系図に貞盛の項がないのは、彼等氏族にとっては、すでに貞盛を氏族系統に意識する要がない程に自立化を辿った故とみるとことにより解決がつく。しかし、伊勢系図、勢州系図において貞盛が必要になつてゐる点は、前掲高橋論文⁽⁴⁰⁾で「本来東国を地盤としていた平氏が、それ以前のいつの時点で伊勢と関係をもつに至つたのであろうか。（中略）貞盛が、なんらかの形で伊勢と関係を有していたのではないか」という推定が成り立つ」と指摘していく、興味深い点である。さらに、桓武平氏系図（尊卑）では、貞盛からは、後の常陸平氏の系譜は連續せず、加えて、常陸平氏の二世として弟の繁盛、三世維幹（貞盛の養子とするのが従来の説）四世為幹が記載されているのみで、この系図では、常陸大掾を世襲した常陸平氏の存在は無視されている。（続群書類從所収、尊卑分脈脱漏平氏系図によつても同様である。）

鎮守府將軍平貞盛は、常陸平氏東国入部以来の伝統的任官の兵として理解もできるが、「將門記」記載の中央志向型の貞盛、及び、常陸大掾平貞盛との相互の認識の差異、そして、陸奥守、丹波守等の職を歴任した平貞盛への評価は、常陸

平氏の系譜を考える中で、改めて分析されなければならない。本項ではその結論は出さないが、貞盛についても、これだけの問題を残しているわけである。貞盛以後の常陸平氏の動向についても、以外に多くの問題を確認できる状況であるので、かかる所伝の整理を、氏族論展開の基礎作業として順序立てることが肝要であるといえる。⁽⁴⁾

以上、常陸平氏に関する私見を先学の業績に沿って述べて述べてみた。一として結論めいたものは出せなかつた次第であるが、これらの意識を基底として、今後の論証を行なうつもりである。

注

(1) 「九・十世紀東国における諸問題」——将門の乱を中心とした一九七二年成稿

(2) 「古代末期東国の在地構造」——将門の乱再検討のための視角——一九七四年成稿

尚、(1)(2)は共に慶應義塾大学、及び大学院修士課程卒業論位論文として提出したものである。

(3) 「将門の乱」関係参考文献は、佐伯有清他著「研究史將門の乱」(吉川弘文館刊、一九七六年)、梶原正昭編「『將門記』研究文献目録」(文学四七一)、岩波書店刊、一九七九年)を参照。

(4) 「將門記」の記主をめぐる論争は、改めて注記するまでもなく、明治以来一言として否定し得るものではなく、今後の研究も同一線上で論証する必要がある。総じて、記録としての「將門記」研究では、評価の上で持続しているといえる。しかし、「將門の乱」の主体、平将門への評価は、所領の經營主体としての新しい局面が出され、戦前とはばかり知れない視点の

広がりを見せたことになる。この石母田氏の私當田領主論によって「將門の乱」の舞台は、かなり、政治経済的実態を伴なつて浮上したのである。

(5) 日本歴史学会編「地方史研究の現状」茨城県の項参照(吉川弘文館刊、一九七〇年)

(6) 「常陸平氏」を本格的に、当該期の歴史的概念として採用したのは、石井進著「中世の武士団」(小学館刊「日本の歴史12」、一九七四年)に於いてである。同書中「『兵』の館をたずねて」、及び「『兵』から鎌倉武士団へ」の一論は、従来より、通説、伝承として把握されていた常陸国南部域の中世成立期の歴史を、平易な表現の中にも、実に巧妙に系統立て、常陸平氏の動向を軸に一貫した史論を展開したものであり、本論起稿の基点を示すものである。本論も結果に於いて、この石井論文と二重映しになることを恐れるが、蛮勇をふるつて起稿した。尚、石井論文の後、志田諄一論文「常陸平氏の那珂川北岸経営」(茨城県史研究37、一九七七年)が発表され、主に常陸北部域の常陸平氏庶流の動向を扱っている。ともかく、「常陸

平氏」論はこれから研究課題である。

(7) 高田実論文「延喜二年三月十三日太政官符の歴史的意義——いわゆる延喜莊園整理令の再検討——」(東京教育大学文学部紀要「史学研究」76、一九七〇年)、同「10世紀の社会変革」(講座日本史2「封建社会の成立」所収、東大出版会刊、一九七〇年)参照。

(8) 坂本賞三著「日本王朝国家体制論」(東大出版会刊、一九七一年)参照。

(9)(10) 石井進論文「中世成立期軍制史研究の一観点——国衙を中心とする軍事力組織について——」(史学雑誌78—12、一九六九年)は、これら軍制史研究の視角を集約していく有益である。そして、後の「兵」「武芸之輩」等に代表される平安中末期の「武士団」論へと連関する重要な提言である。

(11) 注(6)とも重複するが、野口実論文「秀郷流藤原氏の基礎的考察」(古代文化222、一九七七年、同254、一九八〇年 古代学協会編)も同様の視点から、下野国押領使藤原秀郷の帰属する氏族の動向を追つたものであり、常陸平氏との関係も深い。伊勢平氏を扱った高橋論文とともに併読されることを望む。

(12) 梶原正昭訳注「将門記」(東洋文庫所収、平凡社刊、一九七五・七六年)、本論では、以下引用の「将門記」は同本による。尚、この冒頭記事は、現存の真福寺本、楊守敬旧蔵本(現片倉本)には欠失しており、蓬左文庫蔵「将門記」で補っている。

(13) 他に、千葉開府八百年記念会編「千葉大系図 全」(一九

一六年刊、後、一九七五年、嵩書房より復刊)がある。又、千葉氏の総合的研究書として、千葉県郷土史研究協議会編「論集千葉氏研究の諸問題」(多田屋刊、一九七五年)があり、常陸平氏にとって有益である。

(14) 近年、相馬氏研究の気運が顯著で、「我孫子市史研究2」所載の「特集中世相馬御厨と相馬氏をめぐって」と題するテ

マで四氏の論文が発表され、その一人岡田清一氏は論文「相馬系図成立に関する一考察」(地方史研究149、一九七七年)を以って、相馬氏を軸として、常陸平氏関係系図の再吟味を行なっている。尚、史料纂集古文書編「相馬文書」(続群書類從完成会、一九七九年)が公刊され、新たに、福島県相馬市中村歓喜寺蔵「相馬之系図」が紹介された。これらの作業が、これまでの平氏系図を大幅に修正する程の意味はもたないまでも、系譜論を通じて寄せられる諸説が、とりも直さず、常陸平氏の氏族論として意識され始めたということは貴重である。千葉氏も、相馬氏も鎌倉政権下では自立した在地領主としての権能を有しているが、各氏族を論ずる中で、常陸平氏に言及する必然性があるのであり、本論においても啓發される面が大きい。

(15) 類聚三代格卷五「加減諸国官員并廃置事」

(16) 魚魯愚抄卷四「受領挙事」、帝王編年記卷十三。

(17) 高田実論文「10世紀の社会変革」

(18) 戸田芳実論文「国衙軍成の形成過程」(「中世の権力と民衆」所収、創元社刊 一九七〇年)

(19) 高橋昌明論文「将門の乱の評価をめぐって」(文化史学26、

一九七一年)、以下の高橋説はこの論文による。

(20) 続群書類從遊戯部十

(21) 日本紀略寛平元年五月十三日条「賜平朝臣者五人」として、同時に五人の平姓者がいた。平高望については、平氏系図(系図総覧)中の「寛平元年叙爵、賜平朝臣姓」という高望王の注を以って、寛平元年賜姓説が通行している。

(22) 三代実録貞觀九年十二月四日条

(23) 三代実録貞觀十二年十二月二日条

(24) 三代実録元慶七年二月九日、同廿一日条

(25) 三代実録元慶八年八月四日条

(26) 三宅長兵衛論文「将門の乱の史的前提」(立命館文学112、一九五四年)で指摘された「駄馬之党」に見られる東国富豪層の活発な反律令的行動は、この間の東国状況の集約された事態として注意されている。

(27) 「将門記」に依拠して考るならば、反将門側に立った平

国香は、その姻族前司源護及び嫡庶子との友好関係を得て、筑波、真壁、新治の常陸南西部三郡にわたって、營所、宿などの政治的、経済的拠点を所有していたことになる。これが、高橋氏が言うところの国司職田、鎮守府將軍職田を基礎に成立した常陸平氏本宗の當田区域であったようである。又、国香没後、在京の嫡子貞盛の言「田地数アリ、我ニ非ズバ誰カ領セム」は、国香の遺領として興味深い。

(28) 「鞍馬蓋寺縁起」(続群書類從枳家部二十七上)にみえる藤原利仁の群盜誅罰譚を以って、あり得べき任鎮守府將軍の類

型としている。

(29) 上総介平高望の行動を示す史料はない。しかし、注(28)の

如く理解すると、その経緯はすこぶる類似しており、土着の要因としては、群党鎮圧の功が高望王流氏族に、かなり強く作用したと考えておく。

(30) 高望の嫡庶子は、高望の上総介任官、及び群党鎮圧の功の二点を理解してはじめて、隣国での任官を成就したことの意味が明らかになる。

(31) 注(27)参照

(32) 常陸国での荘園研究を本格的に論じたのは網野善彦論文「常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長(上)(下)」(茨城県史研究23・24、一九七二年)であるが、十一世紀以降に焦点があつられ、十世紀段階での荘園は論外に置かれている。古代

国家の東国への関与状況よりみて、実態を伴なう可能性はある得るのではないか。「牧」の設定などとともに、官、権門の対東国策を改めて考る中から解決してみたい。

(33) 「将門記」の表記では、「高茂王」「平良茂」とあり、高望王と良持(楊守敬旧蔵本)とし、良持を将門の父と見る説もあるが、平高望と平国香(良望)とみたい。

(34) この説による限り、将門の乱の背景に關する新たな展望が期待できるのではないか。本論では言及する紙幅はないが、馬牧管理者としての将門像、あるいは、摂関家忠平政権との私的主従関係、父良将の任鎮守府將軍としての族内での立場、などを再考することにより、反将門派とも呼ぶべき平氏本

宗家の指向と乖離している、いわば放氏的存在としての將門への理解ができるものと考えている。別稿にゆずりたい。

(35) 豊崎卓著「東洋史上より見た常陸國府郡家の研究」(山川出版社刊 一九七〇)参照、ただし氏の論証中、誤認があるので付記しておきたい。

(36) 宮本元球著「常陸國郡郷考」では、真髮氏を以って十世紀頃の郡司家に当てているがどうであろうか。又、「新編常陸國誌」は、新治国造の支族として、真髮部氏の存在を言うが、これも検討の要がある。

(37) 常陸平氏本宗家は、建久四年に、平義幹(筑波郡多氣山麓に拠点を有するところから多氣氏とも称される。平致幹以後のことと考えられる。)が失脚し、本宗の地位は、支族馬場氏に移る。(吾妻鏡建久四年六月条)

(38) 引用の「今昔物語集」は、角川文庫本(佐藤謙三校註)による。

(39) 前掲梶原正昭訳注「將門記1」(東洋文庫本)四七頁参照

(40) 「伊勢平氏の成立と展開(上)」(日本史研究15)三頁参照

(41) 例えば、貞盛、繁盛、維幹の系譜的関係、繁盛、致幹と天台信仰の関係(国香の宮所のある石田庄域に存在した承和寺なども含め、常陸平氏と天台外護の問題は重要であると認識している)、大掾職任官の背景(常陸大掾氏の形成)、常陸平氏と郡郷支配、常陸平氏と中央権門等々、各論を展開する余地は、かなり多いといえる。機会を得て順次発表する予定である。